

平成26年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成26年4月14日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成26年4月14日 午前9時00分 委員長宣告

4. 審査事項

協議事項

1. 特措法上程を受けた、「空き家等の適正管理に関する条例」案の取り扱いについて

5. 出席委員 (7名)

委員長	澤野伸	副委員長	野呂和久
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川合敏己	委員	佐伯哲也
委員	伊藤英生		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

総務部長	古山隆行	総務課長	杉山修
------	------	------	-----

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記	村田陽子	議会事務局書記	熊澤秀彦
---------	------	---------	------

委員長（澤野 伸君） 皆さん、おはようございます。

本日、建設市民委員会、急遽の申し入れということで、皆さんにお願いしたところ、お集まりをいただきまして感謝申し上げます。

急遽の招集の理由につきましては、私のほうから説明をさせていただきますが、また執行部のほうも、先週金曜日ということで、急遽お願いを申し上げたところ、お集まりをいただきまして本当にありがとうございます。

それでは、本日委員会を開くことになった経緯を私のほうから説明をさせていただきます。

お手元に資料もお配りしておりますが、特措法上程を受けた空き家等の適正管理に関する条例案の取り扱いについてと議題ありますけれども、実は、前々からお話をしておりまして、国が定めるところの空屋等対策の推進に関する特別措置法案の上程の動きがいよいよここへ来まして出てきました。

前の臨時国会のときには上程を見送りまして、税法上の問題があるということで、総務省等々のストップがかかっておりまして、上程の見送りということで、中身についても非常に賛否があってまとまらなかった部分がありました。そういった中で、議員立法ということで、なかなか動きがつかめていなかったんですが、9日に情報が入ってまいりまして、10日に確認をしました。そうしましたところ、今国会に空家等対策の推進に関する特別措置法案を出してくるということがわかってきました。国のほうにも確認をしたところ、今、国土交通委員会のほうで11本の閣法を抱えておるそうなんですが、まだ一、二本しか参議院のほうに送られていないといった日程の中で、非常にタイトではないかということがありましたけれども、やはり6月22日までの期間の間に何とか処理ができるだろうという見通しがあるということの回答でした。

中身につきまして、前回の臨時国会に上程されたものと大きく違うところが第15条第2項であります。国及び都道府県は市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策が円滑に実施されるよう、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充、その他の必要な財政上の措置を講ずるものとするとなります。

その第2項になるんですけども、一番下のところで、地方税法の定めるところにより、特定空家等に係る土地につき、固定資産税の軽減の措置その他の必要な措置を講ずるものとする、ここの固定資産税の軽減の措置、これを外してきて、新しいほうの案には出ております。

お手元の資料が新しいほうの空屋等対策の推進に関する特別措置法の案でございますが、その第15条第2項を見ていただくと、その部分がまるっきり抜けております。これは自由民主党の案でございますが、そうすることによって、党内の了承が得られたのかなというふうに感じます。

この部分が一番のメインではないかなというふうに思っておりましたけれども、これがまとまるにはもう少しかかるのではないかと予想しておりましたけれども、まさかここで外し

てくるという選択肢があったとは、私のほうも思っていませんでした、そうなってくると各党の了承も得られやすい部分があるので、6月22日までの会期中には、必ず上がってくるだろうと、その可能性は非常に高いというふうに判断ができるのではないかなというふうに考えました。

そうしますと、我々の条例の部分で書いてあることが、この空屋等対策の推進に関する特別措置法で全て網羅されることとなります。立ち入りの調査に関する裏づけ、それから情報の開示請求等々の部分ですね、利用についてですけれども、そういった部分のことについても踏み込んであります。

また、空屋等対策の推進に関する特別措置法では、それに従わない場合の過料まで書かれておりまして、条例でうたったことは全て空屋等対策の推進に関する特別措置法に含まれてしまうということになります。そうしますと、6月に空屋等対策の推進に関する特別措置法が可決に、多分施行が3カ月以内というところがあるので、我々の条例が平成27年4月施行予定になっていますので、条例を可決した後に空屋等対策の推進に関する特別措置法が可決されると、まだ施行前に条例の改正が必要だということも考えられます。網羅された部分でまた改正ということの手続をとらないとならないだろうというふうに思っております。

空屋等対策の推進に関する特別措置法ができる前に条例を打つことは可能です。ただ、1週間後には空屋等対策の推進に関する特別措置法が可決ということで、その部分を市民に対してどう説明するかという部分、それからこの空屋等対策の推進に関する特別措置法の動きを把握していなかったのかという批判があることに対する回答をどうするかと。わかっていてやる方法もあります。足跡を残すために、議会として委員会提案を6月頭に開会と同時にこの条例を可決させて、空屋等対策の推進に関する特別措置法が可決・成立した段階で後日、条例の改正をかけるという方法も一つの選択肢としてありますが、今、前段申し上げたとおり、条例の制定の意味合いというのが非常に薄くなってきたのと、我々の条例を可決したすぐ後に空屋等対策の推進に関する特別措置法が出てきたということは、我々はそれを全然知らなかったのかというそしりが必ずどこかで出てくるだろうなというところがあります。その辺のところを、急遽こういう形でお集まりいただいて、まだ自由民主党の案ではございますけれども、これで多分いくだろうというふうに思っておりますが、そういったところの皆さんの御意見を伺いながら、どうしていくかという部分できょう結論を出していきたいなというふうに思っております。

議会広報特別委員会のほうにお願いをしております、実はパブリックコメントをしますという案内を記事の中に入れてあります。あす、その委員会が開かれますので、できればきょう結論を出して、あすの議会広報特別委員会に影響を与えないような形での結論を明示して、条例をつくるならつくるということでパブリックコメントも打たなければなりません。もう1つの選択肢として見送るという形であれば、その記事を差しかえのお願いをしなければなりませんので、できますればきょう結論を出していただきたいなというところがございます。

経過ときょうの委員会の招集に当たった経緯と中身についての説明をさせていただきましたけれども、いかがでしょうか。端折って説明をいたしましたけれども、何か御質問がありましたら。

委員（富田牧子君） 税制の話はなくなったという話なんですけれど、第16条のところに過料が書いてあるわけですよ。前では20万円以下の過料に処するというふうにあったんですけれど、また上限が上がってしまったというか、新しいのでは50万円以下というふうになっているんですよ。法にこういう過料を定めてあったら、条例でも定めなくてはいけないのかということの一つ聞きたいんですよ。前、私たちがこれをつくったときは、それどころか助成をするような、そういう文言を取り込んで、それはやめましょうということで削りましたけど、全く反対に今度はすごい罰金があるということ、もし法でこういうふうが決まったら、条例でもこれに従って書き込まなきゃいけないのかどうか、ちょっとそこをお尋ねしたいです。

総務部長（古山隆行君） 一般論で考えますと、基本的に法律に基づいて手続をとっていくわけですので、これについて同じことを条例で定めることは基本的にないだろうと思いますし、法律行為ですから、法律による手続ですから、そのままやっていくということになります。したがって、法律に50万円が定められれば、それで行政事務としてやるということになると思います。

委員（富田牧子君） そうすると、何かすごく、ほかの皆さんは知りませんよ、私としては気持ちが全然違うというか、私たちがこの条例をつくらうと思ったのは、本当にこの問題を解決したいということで、だけど、そこまで厳しい、従わなかったら罰金だよというふうなところまでは考えていなかったわけですよ。いろいろありますけど、行政代執行をやるよというふうにしたけど、一応おどしのような形で書いているというか、それまでに何とかしてくださいというふうにしたつもりなんですけど、つくらうと思ったことと気持ちが離れてしまうというか、それでちょっと判断が、この法に従わなきゃいけないのかというのがとても抵抗があります。気持ちがそこに乗らないですね。

総務部長（古山隆行君） 先ほどのお答えしたことの補足として発言させていただきたいと思います。まだ、成立前ではもちろんありますけれども、第14条第3項は市町村長の命令をいってまして、50万円以下の過料ということですので、50万円そのままということではございません。したがって、市町村長がその額についても判断するということになりますので、実的には50万円そのままの最高額というのは少ないというふうには予想できます。

委員（伊藤英生君） 今、ざっと見させていただいたところでは、所有者が不明確なものに対することがこの法律では網羅されていないのかなと思っているんですけれども、あえて言うなら、第9条第3項の職員の立ち入りのところで、当該所有者等に通知することが困難であるときはこの限りではないの文言ぐらいで、今つくらうとしていたうちの条例で網がかかり切っていない部分というのはこの部分だけなのかなと思っておりますけれども、例えば、こういう所有者が不明確なものに対してもできるようにしたいなと私は思っているんですけ

れども、そういった場合、条例のたてつけとかいうのはどういうふうにすればよろしいんでしょうか。

委員長（澤野 伸君） 私のほうから答えさせていただきますが、第10条の空き家等の所有者等に関する情報の利用というところで網羅されております。第1項でいわゆる別の税の部分での情報を空き家の部分で利用してもいいということと、あとさらにまだ、都道府県に対して協力を要請した場合はそれに従わなきゃならんと、県の情報も出せよということで、かなり踏み込んで書いております。ですので、そういった部分では、我々の条例よりもかなり厳しく書いてあるところの裏づけになっておりますが。

委員（伊藤英生君） 執行部にお尋ねしたいんですけれども、ここまでやっても出てこない、所有者がわからない物件というのは現実にあるんでしょうか。

総務課長（杉山 修君） やはり出てくる可能性はあると思います。ですのでその場合に、皆さんこの間お考えいただいているような、確知できない場合の対処というのは、この法律にそのまま載っていない場合であっても、何らかの条例ないし、市の内部の取り決めの中で対応していく必要は出てくるかなというふうに思います。

委員（富田牧子君） この法案の目的のところ、「あわせて空き家等の活用を促進するため」という文言があって、ここは私たちのところには入っていないわけですよ。もしこれに沿ってやらなきゃいけないということになったら、直さなきゃいけないとか、つけ加えなきゃいけない部分が出てくると思うんですけど。

委員長（澤野 伸君） そうですね。富田委員御指摘のとおりであります。空屋等対策の推進に関する特別措置法に関しましては、適正管理よりも後段、どう活用していくのかというところをかなり踏み込んで書いてありますね。更地にした場合のところでは行政側から活用の計画まで何かというところまで書いてあるというのは、かなり踏み込んでいるなどは思いますけれども、そういったところを見ながら、またどうするのかということも発生するおそれはあると思います。

総務課長にお尋ねしますけれども、仮にですけれども、この空屋等対策の推進に関する特別措置法が通ったと、その前にこの条例を出したといった場合に、直さなきゃいかんところは当然発生すると思うんですけども、大まかにこの辺は必ずさわらなきゃいかんだろうなという、今の段階でわかれば少し御指摘いただきたいなと思いますが。

総務課長（杉山 修君） 今まさにおっしゃった市町村の利活用を含めた計画とか、データベースの整備であるとか、主に市町村が、まず空き家というものをどう位置づけて、どう利活用するのか、その利活用から漏れたものについて、どう措置をしていくのかという、法律がそのような構成になっておりますので、計画をつくって、じゃあ利活用をどうするのかというところを、この法律ができた場合は条例でうたっていく必要が出てくるというふうに、主にそういうところが大きいというふうに思います。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

私も、その計画の部分も当然ながら前提にして進めろということがあると思うんですが、

我々の条例のほうの第16条、空き家等の審議会の部分があるんですが、法律のほうでは協議会としてしょっぱなに今、課長が御指摘いただいたような計画をまずつくれと、そうした中においてどうしていくかということをやいなさいということで、そこがまずメインだということになってくる。そして、我々のほうの条例の審議会の必要性というのが、今度協議会が上になってくると、どっちがどっちなんだということになりかねないというところがあります。そうなってくると、この辺のところは非常に、どっちが上位なんだ、どっちがあれなんだというところの判断を審議会に任せたときに、協議会の判断が上に行くのかということも出てくるかなというふうに予想もしておりまして、その辺のところも見直しのところかなというふうに思っています。

今、伊藤英生委員がおっしゃったような部分は確かにないですよ。我々が書いたような、公示してしまうと。誰かわかりませんよというところを出すということに関してはないんですが、今、運用上の規定において、それは網羅できるかなという回答だったと思うんですけども、所有者がさかのぼっていてもわからないときには、わからないということ公示するというか、部分については、運用について取り決めてやっていけば網羅できるという回答でしたよね、伊藤委員が指摘した部分については。

総務課長（杉山 修君） いずれにしても、出てくる可能性がある事項なので、条例で定めるのか、あくまでそれはレアケースとして運用上こういう形でやっていくというふうに内部的に取り決めるのか、それはまた、全体の流れを考えた中で計画の中でも、どう定めていくのかということ、それについてもちょっと考えていかなきゃいけないなというふうに考えています。

委員長（澤野 伸君） それを単独に条例に持ち込むというのも、なかなか難儀な話かなというふうに思うんです。

委員（佐伯哲也君） 法律が多分出るだろうと。ただ、今の段階で出るか出ないかわからないと。今いただいた資料、こんなようなものが出るだろうと、100%これであるかどうかかわからないという状況の中で、我々が条例を出した約1週間後に決まるとなると、どういうものが出るかわからない状態で、ただ、出る確率がかなり高い状態で条例を出すというのは、やはり僕はいかがなものかなと思います。

我々の目的というのは、我々の条例の第1条に書いてあることが目的なので、条例で制定しようが国の法律が決まろうが、住民が安全で安心な生活が送れば済む話なもんですから、そこをやっぱり第一に考えないといけないと思います。であれば、拙速に今、ここで慌てて出すというのは、僕は非常に危険だと思います。

どのみちここで条例を通したところで、平成27年4月が施行ですよ。それだけの時間があるわけですから、まずはこの法律が近々出るの、その結果を見た上で条例を直すところは直す、やめるならやめるという判断をもう一度するというのが、現状の出す答えとしては一番正しいのではないかなと思います。以上です。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

佐伯委員から明確な回答というか方向性を示していただきましたけれども、ほかに御意見、皆さんからいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

選択肢は2つだけなんですよ。今、佐伯委員が言われたようなのが1つと、無理にでも出すと、これしかないんです。どっちかなんですわ。ただ、無理に出すときには理由が必要だということと、後々こういう情報をなぜ知らなかったのかというそしりは免れないだろうということと、早急に見直しをかけて改正案を随時出していかなきゃならなくなるということとです。これは避けて通れないかなと思っていますが、それでもやるということであれば、私はいいかなと思います、議会としての足跡を明確に残すためにやるということであれば。その二者択一ですので、どうでしょうか、皆さん。できれば御意見いただいて全会一致で、こういうことですので方向性を、決を採るよりも全会一致の結果を見たいなと思っています。

委員（川合敏己君） 私は、既に法律でできてしまうことであるならば、特に条例をつくる必要もないと思います。準備してきた中においては、すごく残念なんですけれども、ただ、必要性のないものを今すぐ出す必要もないというふうに思うわけでございます。

ただ、さっき佐伯委員がおっしゃったように、必要性が出てきたならば、またその補完する部分で条例というのは出してもいいかなと思います。以上です。

委員（亀谷 光君） きょうの会議、私、実は予定があって、どうかなと思いつつも、重要なことだということでお邪魔したんですけれども、空屋等対策の推進に関する特別措置法を制定するというの情報はあったんですね。私も委員長なりに、我々も視察も行って頑張ってきてきたわけですけれども、この空屋等対策の推進に関する特別措置法、国自体でこういう状況が出てくれば、もっと熟議をして決めたほうがパブリックコメントのこともあるかと思うんですけれども、したほうが、いいかなと。

つくるつくりは、やっぱり市としての考えはつくるべきだと思うんですけれども、もう少し議論すべきかなというふうに思いました。佐伯委員が先ほどぱっと言いましたよね。意見が非常にわかりやすいんですけれども、やはり我々は市民のためでありますから、国との関係は大きく関係しているものですから、拙速に慌てずに、今回こうしてスタートしたということは我々委員会で、委員長のイニシアチブでやったことは現実ですので、もう少し熟議して、議論して決めたほうがいいかなと思います。以上です。

委員（伊藤英生君） 大変残念ですが、意思決定のスピードというのもあると思います。

今回ここまでつくったのにという思いに引きずられて、国のほうでこういう動きがあるのに意思決定をおくらせるというのは二重にミスを重ねることであるなと私は思いますので、名誉ある撤退をしたほうがいいかなと思います。

委員長（澤野 伸君） 副委員長、総括で御意見があったらお願いしたいと思うんですが。

副委員長（野呂和久君） 今回は可児市初の委員会での条例制定ということで、皆さんと一緒に成案まで取り組んできたわけですけれども、こういう形で国のほうで空屋等対策の推進に関する特別措置法が提出をされるのではないかという流れもあり、これからまた、パブリックコメントや議会の報告会等でのさまざまな準備もこれからやるということになると、短

期間でまた進めていかなきゃいけない事務的な作業もまだ残っておりますので、皆様の御意見を尊重させていただいて、私としては皆様の御意見に合わせていきたいと思っております。

委員（富田牧子君） 私も皆さんの御意見には賛成ですが、これで6月議会が終わったら、一応この委員会はまたメンバーが変わりますので、もうこの話は終わりということではかならないと思うんですね。これを次の委員会に引きずってやってほしいとかそういうことではなくて、法がもし通れば、市としてもつくらざるを得ないわけですよ、こういう条例については。だから、ここも参考というか生かしていただいて、さらにその法の目的に沿うように空き家の利活用の話とか計画も含んで、以降は市でつくっていただくということにしたらどうなんでしょうかというのが私の意見です。

総務部長（古山隆行君） 空き家の管理条例そのものは、国に法律がなかったので各市町村が先行して住民の安全・安心のため、あるいは健康のため、環境保全のためにつくってきたという経緯があって、今回そういう事態を踏まえて国のほうで空屋等対策の推進に関する特別措置法ができるということですので、これからつくられる各種の施策や条例は、この法律に基づいてつくられていくのは当然だろうというふうに思いますので、先ほど川合委員も言われたように、法律が直接言っていることにはそのまま仕事をしていくことになりまして、そこで必要なことは条例化をしていくということでしょうから、例えばですけれども、空き家バンクみたいなことをやっていて、可児市として独自のこともっと踏み込んでやりたいというときに、そのための条例をつくるということですね。多分そういうふうに発展していくんだらうというふうに思いますので、今のお答えとしては、当然、市として、まずは現実の施策を先に今もう始めていますので、やっていながら、そこで条例化が必要なことは条例化をしていくというふうな考え方が基本だろうというふうに思いますので、市のほうでつくっていくという意味であれば、必要なことはつくっていきますと、提案させていただきますというふうでいいと思います。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

空屋等対策の推進に関する特別措置法が施行されれば、適正管理に関する条例というのは、非常に作りにくいのかなと思います。完全に網羅されていますので。そうです。自由民主党案です。多分、あと各党にお願いに回って、あっという間に可決まで行ってしまいうんだらうなというところだと思います。

270本近く地方自治体で先行して、これがなかったがために条例をつくってきたということで、国のほうもかなりそういう部分では焦りがあったのかなと、本来国で用意しなきゃいかんものがなかったということで、地方自治体が独自で条例をつくってきたということで、国のほうもやはり焦りがあったのかなというふうに、これは私個人の感想ですけれども、そうなったときのスピードは速いなというのが率直な感想ですけれども。

今、おおむね皆さんの御意見を伺ったところ、この条例自体については、委員会として条例案を6月議会に上程するのは見送るという方向でよろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、全会一致ということで6月の上程は見送るということであります。

今後につきましては、空屋等対策の推進に関する特別措置法がもし可決・施行になった場合に、行政側がこれに基づいてどう対応していくかというところを、次の委員会が注視しながら、また議員個人でも、我々も市民のためにこの条例の活用をどうしていくか、例えば計画等々を早急にやるべきだとか、そういう部分につきましては議員個人の考えに基づいて、また執行部に対して提案等々もしていきたいなというふうに思っております。

やってきたことに関しては、非常に無駄ではなかったかなと思っておりますし、また先ほどもお話しさせていただきましたが、議会広報特別委員会には、きょう委員長いらっしゃいますけれども、正式にパブリックコメントの記事の差しかえをお願いするというので、議会報告会実施会議がこの後予定されておまして、説明の中身については、実はもう原稿を出しておりますが、これは上程を前提に原稿を書きまして、その予定で資料をつくっておりますので、きょうはその報告をさせていただいて、きょう結論が出たことに対して、その中身をどう変えていくかということについてはもう少し、後ほどまた皆さんに御報告したいなというふうに思います。

一応、ここまでやった成果という部分は、議会報告会で出したいと思っております。6月議会に出す予定をしていましたよと。じゃあどうしてやめたのかという部分で、空屋等対策の推進に関する特別措置法の説明も必要かなと。ある程度ですよ、その中身について詳しくはできませんので、国が出すので、そういう形での説明にしたいなと思っております。どこまでどういうふうに進めてきて、条例案までつくって、6月に出す予定だったよというところ、その部分は議会報告会の中身として報告をしたいと思うんですが、その部分について皆さんに御意見をいただきたいなと思っております。

委員（富田牧子君）　すごく疑問で、出さないものを報告するなんてことはあり得ないことです。だから、実施会議で全く報告は変えて、なし、そりゃあそうですよ、だって、そんなことを市民に説明したって、私たちのうじうじした気持ちだけみたいなのがするんだけど、やらないんだから報告なんかしなくていいし、もっとほかのことを報告をするということにしてもらったらどうですか。

委員長（澤野 伸君）　どうですか。私個人として率直に申し上げると、やってきた経過は、僕は報告すべきかなというふうな思いであります。2年間取り組んできて、ここまで一応、市民の皆さんの情報を得ながら、どう対応していくかということ委員会協議をして、条例をつくらうということで取り組んできた部分については、私は報告しても差し支えないかなと思っております。

今後については、空屋等対策の推進に関する特別措置法が成立した段階で、対応についてまた執行部がどのように行っていただけるかということはまだ議会でも見ていくということになるかと思うんですけど、我々が取り組んだ部分については報告しても差し支えないかなというふうに私は思っておりますが、これは皆さんの御意見を伺ってと思っておりますが、いかが

ですか。

委員（伊藤英生君）　ここは議会報告会実施会議ではないということはわかった上で、今さら、こんなひっくり返すようなことを言うなと怒られるかもしれないですけど、一言意見として言わせていただきたいんですけども、今回、議会報告会がこの空き家条例にあわせて会場設定をするということやってきたという経緯もある中ですが、今回見送るという形になったということがあるので、予算の説明ということだけになるでしょうけれども、予算も執行部のほうが説明をするということで、例えばニア中央新幹線のことでも久々利でやるのか、大幅な変更ということも考えておいた方がいいのかなというふうに思います。ここで合わないことで申しわけないんですけども、私はそういう考えを持ちました。

委員長（澤野 伸君）　これも早目に提案しないとまずいことなので、委員会として意見をまとめて議会報告会実施会議に臨まないと、これもまた間に合わないんです。

委員（川合敏己君）　確かにそうなんです。今回の議会報告会実施会議の中ではこの空き家に関してはこの委員全員で説明をしようという形になっておったもんですから、この点はメンバー構成も含めて大幅な変更が考えられるわけなんですけれども、ただ、正直この空き家問題というのは、可児市において特に団地のほうですね、非常に切迫した課題としてあるわけでございますし、それに対して、今回は可児市議会のほうで条例制定に向けて動いたわけでございますけれども、その経緯ですとか、その中にある課題とか、そういったものをしっかりと報告をさせていただく中において、皆さんに最終的には国のほうで法律ができるということで落ちつくわけでございますけれども、私は報告をすることに関しては問題はないかなというふうには思いますが、そこら辺はやはり議会報告会実施会議のメンバーの意見を参考にしながら決めていきたいと思っております。ですので、あくまで私の個人的な意見でございます。

委員（亀谷 光君）　今まで我々も報告会をやってきましたんですけども、時折、かなり踏み込んだ質問をされる方があると思うんですよね。先ほど言うように、さらっとこういう予定だった程度でいいのかと、そこで、その経緯を我々、このスタッフで説明をすることが大事だと思うんです。そうすると、先ほど富田委員がおっしゃったように、これはもう少し熟議して、やる時にはびしっとやろうと、でないとな、今、実はこういう事情でと暗に水を引いただけのことでして、そのことについてまた議論する方が出てくるかもしれない。これは法律ですので重要なことなんです。ですから、それを考えると、もう少しきょうの段階で返事を出すべきかもしれませんけれども、もう少し考えたほうがいいんじゃないかと思うんです。

今回は、特に報告会といえども、市民と議長のほうもですけども、できるだけ沿うように、接するよというか、意見を聞こうというのが結構多いんです。私も今回の報告会、ずうっとそれぞれのところに聞くと、やっぱり先回のことをいろいろ反省しつつ、議会の中身、予算を説明するのは、もちろん議員は当然ですけど、ただ問題はもっと聞きたいんだと。議会が市民に寄り添っていくということになりますから、こういう議題を出しますとですね、もっとより細かい質問が来るのではないかと。そうすると我々委員で対応しなきゃならんこと

もあるものですから、ちょっと一拍考えて、提案委員会としては今回でしたけれども、もうちょっと時間を置いて、市民の皆さんの前へ出ていくときにはきっちりと自信があるものでないと難しいのではないかと思います。以上です。

委員（佐伯哲也君） お時間のないところでもありますし、議会報告会実施会議のほうでどうという結論を出すかにもよりますが、何にしても今ある原稿というのは大幅な変更は必要だと思うんです。そんな中で例えば切り口を、今後の議会報告会をどうやっていくかということにもかかわるかと思いますけれども、例えば今回は建設市民委員会からの報告ということでこの1年間取り組んできたことの中で、会場が空き家問題に比較的近い地域を選んでおられるわけじゃないですか。その中で、空き家問題の今回のこのいろいろな資料を集中的に話すようなところで持って行って、その中で我々もこういう条例制定に向けていろいろな活動をおった、国のほうでもこういう空屋等対策の推進に関する特別措置法が出る予定だということなどを切り込んだ話で持っていかれたらどうでしょうか。全くやめるのではなくて、切り口をざくっと変えるということぐらいが落としどころじゃないかと思いますけれども。以上です。

委員長（澤野 伸君） 今の御提案について、いかがでしょうか。

ある程度、ここで委員会の気持ちを議会報告会実施会議のほうに私のほうから報告をさせていただいて、議会報告会実施会議の結論を得たいと思うんですが、当然、議会報告会実施会議が最終結論を出すところだと思うんですが、中身については当委員会が所管をしますので、ある程度我々委員会の気持ちをお伝えしたほうがいいかなとは思っていますので、もう少し御意見いただきたいと思うんですが。

副委員長（野呂和久君） 今回条例もできませんし、国会の出される法律もまだ案という段階で、多分これから与党、また野党という形ですり合わせをしながら変更されてくる可能性もあるので、報告のたたき台という話になって、意見交換みたいなことになってくると、こちらとしても答えられないということも起こり得ると思います。

ただ、空き家のことで困っていらっしゃるというか、問題を地域で持っていらっしゃる方も、会場的には出てみえると思うので、今後の参考という形でいろんな意見、情報を収集する場として活用はできるかなというふうには思っています。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

御意見は佐伯委員のようなところで、切り口を変えるということですね。

副委員長（野呂和久君） 空き家の話を出せば、こういうふうになってきました、条例を制定しましたがこういう形で一時ちょっと断念をしましたという話は、できれば余りしたくない。正直言うと、こういうふう頑張って、国は国、市町村は市町村、議会は議会でこのような形にしましたという報告はいいかなとは思いますが、国がこういうふうな状況なので、それに合わせてちょっとという、そこはちょっと気持ちとしては、できればその辺の話はしたくない。ただ、そういう情報を収集する場として、何か違う言い方で情報収集みたいなことはできるかなというふうには思っています。

委員長（澤野 伸君） あくまで条例も案ですので、まだできていない。ただ条例をつくるために、ある種の空き家の管理に関する対応をどうしていくかというところで方向性として、じゃあ条例をつくってしっかり管理していこうという方向性を見出して、条例案をつくるというのが当委員会の方向でしたよね。そのことについての報告は私はいいかなと思うんです。ただ、あくまでも案で、これを上程する予定であれば可決の予定がありますけれども、なぜ条例をつくるかというのは当委員会で求めてきた部分、方向性を決めましたよね。空き家で困っていらっしゃる、朽ちたもの、災害のときに人身に対する生命の安全を確保するために、じゃあどうしていくか。行政側も困っている、命令を出しても根拠となるものがないということで、我々はじゃあ条例をつくらうという方向性を見出してきた。このことに関しては私は委員会で方向性を見出してきて協議してきたという中身については報告すべきかなと思っています。市民の皆さんからいただいた御意見に対してどう対応していくかということは、委員会で真剣に考えてきて方向性を見出してきました。ただ、条例の中身、空屋等対策の推進に関する特別措置法とどうかという部分もあるかと思うんですけれども、ただ、市民の困り事に対して、何ら協議もしてこなかったのかということも、逆の意味では言われるのではないかと。我々は、真剣にこれは取り組んできたんだよということだけはぜひ伝えたいというのが気持ちです。これだけ2年間かけてやってきたことに対して、市民に対して問題提起をされて何ら協議もしてこなかったのかというふうには捉えられたくないの、これは市民からいろんな意見をいただいて、2年前に協議を始めて、方向性を定めたのは今委員会で、じゃあ条例をやるということが正式に進めてきた経緯がありますので、この活動に関してはぜひ市民の皆さんにわかっていただきたいなというふうな思いがあります。

委員（富田牧子君） 私も2年間御一緒しておりましたので、澤野委員長がどれだけ力を尽くしてやってこられたかはとってもよくわかっておりますので、結果としてこういう形になりましたけど、その報告だけにしてもらって、それを今度議会報告会の中で議論するというのはしないほうがいいんじゃないかと、意見がまたいろいろ出てきても收拾つかないですし、お聞きしても、今度の条例に載るかということ、もう梓が国のほうでちゃんと決まってきたので、そのお気持ちがいろいろあっても、それが実現不可能だということがいっぱい出てくるので、余り市民の意見はもう聞かないで、聞かないでというのは失礼ですけども、報告だけしていただくと。議会報告会の中で、委員会としてこういうふうに取り組んできましたけど、今こういうふうですということで、あと議会だよりも次の号には必ず載せたいというふうに思いますし、そのほうが伝わると思うんですね。これを議論しましょうという話になると、またちょっと、議会報告会実施会議でもうちょっと考えてもらわないと、時間もなくなって申しわけないんですけど、原稿も一生懸命つくってもらって、私も読みましたけれども、大変長い原稿でつくっていただいてあれなんですけど、そこはちょっと変えていただいて、報告だけさせていただくということでどうでしょうか。

委員（亀谷 光君） その努力した2年ということもはっきり言ってくださって、我々の委員会の活動報告ということでとどめてもらえばいいかなと思います。踏み込んだ話は決して

しない。やっぱりわかる人が聞かれるもんですからね。そこで対応できないので、経緯を報告ならいいと思います。それはある意味では必要なことかと思いますが、以上です。

委員（伊藤英生君） 委員長に一任いたします。

副委員長（野呂和久君） 建設市民委員会という形で2年間ずっと条例の制定に向けて取り組んできましたので、頑張ってきたけどだめだったというのは言いたくないので、それだけはうまく報告という形でしていただいて、確かに細かい話になってくると收拾がつかない点多々あるかと思いますが、報告という形をお願いしたいと思います。

委員長（澤野 伸君） 皆さんからいただいた御意見を、議会報告会実施会議のほうで私のほうから報告をさせていただいて、議会報告会実施会議での結論をいただきたいなというふうに思っております。条例の中身についての説明は、細かいところはやめるということで、あと、どういう方向で進めてきたかという委員会での経過についての眼目をそこに置いて原稿の書き直しをして、一度またできた段階で委員の皆さんには見ていただくようにして進めていきたいと思っておりますので、それではこの後の議会報告会実施会議のほうに報告させていただいて、方向性が決まって原稿の書き直しということが生じますので、その後また皆さんにということで、本当に時間がない中でのやりとりになってきておまして、皆さんには御迷惑をおかけいたしました。きょうこういった結論を得られましたので、委員会を閉じたいと思いたしますがよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは建設市民委員会、これにて終了とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午前9時53分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年4月14日

可児市建設市民委員会委員長